

2025年度事業報告書

自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日

I 概 況

1. 2025年度の海外情勢は2022年以降のロシアのウクライナ侵攻の長期化、イスラエルとガザ地区の紛争、さらにはトランプ関税、中東情勢の悪化があり、国内経済は海外情勢の影響による原油・資源価格の上昇等の外部リスクから、緩やかな回復基調を取り戻しつつも、力強さを欠いた経済状況であった。

2. このような中で、コミュニティーガス事業は、人口の減少や少子高齢化、他エネルギーとの競走等により、引き続き構造的に厳しい経営環境下に置かれた。その趨勢は、次のとおりである。

(1) 供給地点数等の状況

2025年12月末における供給地点群数は7,181、供給地点数は約180万戸で、2024年12月末に比べて、供給地点群数は▲9地点群(▲0.13%)、供給地点数は▲約5.3千戸(▲0.30%)の減少となった。

(2) 会員の状況

2026年3月末における会員数は、コミュニティーガス事業者である正会員が1,134〔事業所正会員(1事業者で2支部又は2県以上にわたり事業を行い、事業所ごとに支部に入会している正会員の延数)は1,181〕、LPガス生産・輸入事業者である正会員は4で、正会員計1,138、準会員42、賛助会員171、合計1,351と前年より22の減少となった。

なお、正会員数は前年比30減の97.4%(2025年3月末98.4%)となっている。

(3) ガス販売量

2025年(暦年)のガス販売量(生産量)は、1億2148万 m^3 (対前年比100.0%)と前年に比べ約5万 m^3 の減少、1戸当たり平均ガス販売量は9.47 m^3 /月(対前年比100.6%)であった。

(4) 事故発生状況

2025年(暦年)に発生した事故(事故詳報により集計)は、総発生件数8件で、前年(11件)に比べ3件の減少となった。

事故に伴う人的被害は、負傷(火傷)3名であった。

事故の内容は、製造部門は1件(前年0件)、供給部門4件(前年5件)、消費部門3件(前年6件)であった。引き続きガス事業者による日頃からの保安教育の徹底が望まれる。製造段階の1件は配送時における残量未確認や配送員が配送日を遅らせる等、ヒューマンエラーによるものであった。

供給部門のガス事故は4件発生し、前年から1件減であった。他工事によるガス事故が2件発生しており、いずれも事前照会がなく、他工事把握のために関係する工事事業者や需要家に対する周知活動が必要である。

また、導管工事等がガス事業者による工事の際にガス事故に至ったものが2件発生し、ともに火傷を負う人身事故であり、工事要領を遵守し適切な工事を実施しなければならない。

消費部門のガス事故は3件発生し、前年から3件減であった。屋外の給湯器内部の電磁弁内に水分の痕跡と異物混入により、ガス漏えいが生じたものが1件、ガス機器とガス栓の接続不良によりガスが漏えいし着火したものが2件であった。引き続き需要家に対するガス機器の正しい使用方法の周知および古いガス機器については取替を要請していくことが必要である。

(5) 協会活動

① 会議の開催状況

2025年度中に開催した会議のうち、主なものは、定時総会1回、理事会4回、常任理事会4回、委員会17回（特別委員会を含み、部会・WGを除く。）を開催した。

② 支部活動

支部活動の主要な事項としては、会員事業者の実態に係る調査、保安関係諸運動の展開、法令等の説明会並びに営業や技術・保安に係る研修会・講習会の開催、防災訓練の実施、その他会員事業者の相談対応等であった。

3. 国においては、制度設計専門会合及びガス事業環境整備WGが開催され、詳細制度設計の検討が行われた。また、経過措置料金規制団地における競争関係の報告の結果、2025年度は48団地が指定解除され、引き続き681団地が指定されている。

Ⅱ 事業活動

2025年度に計画した事業についての活動概要は以下のとおりである。

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

(1) ガス事業法における手続等の周知・徹底

2025年4月に発刊された「新版Q&A」及び2022年度発刊の「申請書・届出書記載例（業務編）」を使用した講習会を全ての支部で実施した。また、事業者からの問い合わせ対応し、合わせて利用者の意見・感想を収集し増補版の準備をした。

(2) 経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

令和8年度（2026年度）の標準係数改定に向け、準備資料を収集・作成し、当局との協議を行った。また、新たな法人税（防衛特別法人税）に対応するため、料金ソフトの改修を含めた協議を当局およびソフト会社と実施した。

2. CN時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関する情報の収集及び紹介

(1) コミュニティーガス団地における省エネ活動、地域や事業者のカーボン

オフセットの利用において、カーボנקレジットの利用拡大を図るため、既に活用している事業者にはアリングを行い「カーボנקレジットの活用について」を表題とした資料をまとめ報告した。今後は各委員会・支部講習会等で利用拡大を図ることとする。

- (2) グリーンLPガス、rDME混合LPガス等の脱炭素・低炭素化に関する調査・研究事例及び省エネルギーに資する配送効率化等の取組み事例の収集の為、グリーンLPガス推進官民検討会、rDME混合LPガスの実用化検討会に出席し情報を得て、委員会にて共有した。

3. 保安規制遵守のための周知・啓発

コミュニティーガス事業における技術・保安の規制内容に関し、会員事業者に対し、「新版Q&A」も活用し保安講習会等で周知を図った。

また、技術・保安関係図書類の改訂を適宜実施し周知啓発した。

4. ガス事故防止対策

ガス事故の撲滅に向けて、ガス安全高度化計画2030（以下、ガス安全高度化計画という。）を踏まえ、「コミュニティーガス事業の事故事例集（2010年から2019年）」や昨年度発行した「コミュニティーガス事業 保安教育の手引き」等各種資料を活用し保安の確保に努めるよう会員事業者に引き続き啓発した。保安教育の手引きには、保安教育用資料としてガス事故防止、ガス工作物の維持管理並びに災害対策等を含めた14テーマの電子ファイルを参考例として収録しているため、併せて活用を促した。

また、技術委員会においてガス事故事例研究を引き続き実施し、その内容を会員事業者へ情報提供することにより、事故防止を図った。

さらに、ガス事故防止全般に関し、関係団体とも連携し効果的な広報活動に努めた。

(1) 製造段階・供給段階における事故防止

① 特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策

ガス安全高度化計画に示された「作業ミス低減のための教育・訓練」について、実習も含め実効性のある保安教育を行うよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて啓発した。

ヒューマンエラーに起因するガス切れや誤操作等については、自社のみならず委託先の従業員も含めた特定製造所等の現場での訓練を徹底する等、実践的な教育を実施するよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて要請した。

② 他工事に絡む事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された「需要家敷地内対策」・「道路対策」等、引き続き、お客様及び他工事業者への周知・啓発により工事照会を得て、当該工事の際は保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議や立会等の徹底を保安講習会等を通じて要請した。

また、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」のほか、2024年に発生した死傷者を伴う他工事事故に関する注意喚起・要請を受けた内容も改めて会員事業者へ周知することにより、類似事故の防止について啓発した。

③ 導管工事における事故防止対策

火傷や酸欠等人身事故防止を含め、適切な工事管理、施工方法等を実施するよう、引き続き各事業者による保安教育の徹底について、他工事に絡む事故防止対策と同様に、保安講習会等を通じて要請した。

特に2024年は、ガス管切断作業に伴う酸欠による死亡事故が発生し、国から受けた注意喚起・要請について、その内容も踏まえ啓発した。

(2) 消費機器に係る事故防止

① 保安業務規程に基づく確実な業務遂行

消費機器に係る事故防止を促すため、保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会等を通して要請した。

② お客様宅におけるCO中毒事故の防止対策

不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂がま、金網ストーブ等について、安全型消費機器への取替えを引き続き要請するとともに、警報器類の設置促進を図った。

③ BF式風呂がまの異常着火事故の防止対策

BF式風呂がまの異常着火事故の再発防止に対しては、以前実施した保安向上キャンペーンにおけるツール等を踏まえ、お客様への正しい使用方法の周知や最新型機器への取替えの要請を引き続き実施した。その際、会員事業者においては、特定商取引法等を遵守して行うよう啓発した。

④ 飲食店、旅館・ホテル等の業務用厨房機器に係る事故防止対策

会員事業者には、保安講習会等を通して、飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し、ガス機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を勧めるよう啓発した。

5. 保安関係諸運動の展開

(1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努めた。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行った。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、ＣＯ警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、会員事業者への啓発を行い、普及促進に努めた。

6. ガス工作物の維持管理

(1) 保安管理状況チェックシートの作成

当局の立入検査での指摘を踏まえ、ガス事業法で保安規程や保安業務規程の届出、ガス工作物に対する技術基準並びにコミュニティーガス事業に係る定期報告等が義務付けられているため、それらを一元的に管理し保安の見える化を図るべく、保安管理状況チェックシートとして、普段からの維持管理、並びに、ガス事業法に規定される立入検査を受ける際の事前の自社チェックにも活用することで、保安の高度化に資するよう当該チェックシートを作成した。

(2) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際には、通信等によりガス工作物の運転又は操作を行っている場合には、サイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請した。

(3) 経年埋設管の計画的改修

導管の改修については、保安規程に定めるとおり、優先順位付け等の計画に基づき実施する。なお、需要家の所有又は占有する導管については需要家資産であることから、各種業務機会を捉え、粘り強く折衝し、改修を要請し、一定の進捗が図られた。

7. 防災体制の整備・充実

(1) 自然災害への対策

自然災害の激甚化が懸念される昨今の状況を鑑み、自然災害への備えとして、「災害対策マニュアル」を通じて、平時の備えから災害発生時の対応まで保安の向上に努めるよう引き続き要請した。その際には、各々の団地の特徴を踏まえた状況に応じた不断の備えを充実させ、更なる災害対策に向けた対応能力の維持・向上を図るよう要請した。

(2) 地震対策等実施状況の調査結果のフィードバック

2017年度に地震や風水害等への対策状況を会員事業者へ調査を実施したが、2022年度に災害対策マニュアルを発刊したことを踏まえ、昨年度、再度調査を実施した。会員事業者から報告のあった地震や風水害への対策状況を取りまとめたので、その調査結果を保安講習会等の機会を通じて、会員事業者へフィードバックすることにより、各社における実効性のある災害対策がとれるよう啓発した。

(3) 防災体制の整備と防災訓練の実施

- ① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請した。
- ② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、形式的なものとすることなく、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発した。

8. 経営基盤の強化

(1) コミュニティーガスの認知度向上

- ① 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続
「チャレンジ ゼロカーボン」を主題とした第4弾の認知度向上ポスターを作成し発行した。
- ② 液石専門事業者に対しガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供の為、「新版Q & A」を全国LPガス協会および日本液化石油ガス協議会に手渡しし、液石専門事業者への周知を依頼した。
- ③ 住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続
日本LPガス団体協議会や日本ガス体エネルギー普及促進協議会(コラボ)、他団体を含めた住宅建築関係団体との交流機会が増加している。あらゆる交流機会に参加しコミュニティーガスのレジリエンスの高いエネルギーであることを説明しコミュニティーガス事業の活用を提案した。

(2) コミュニティーガスの需要促進

- ① 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報収集・発信
高効率給湯器(エコジョーズ・ハイブリッド給湯器、エネファーム)の既設集合住宅への普及、ドレン水の雨水処理を認めていない自治体へのPR活動を他団体と協力して行うため、高効率給湯器普及に伴う会議には全て参加し委員会にて情報共有を行った。
- ② 新たな普及促進につながる情報提供
電力・ガス取引等監視委員会事務局の「制度設計専門会合」や資源エネルギー庁の「ガス事業環境整備WG」、あるいは日本LPガス団体協議会・日本ガス体エネルギー普及促進協議会(コラボ)の諸会議等で入手した情報で、会員事業者に資すると思われるものについては、協会HPや業務委員会を通じて提供した。

9. 普及啓発に関する活動

会員事業者の管理者及び従業者を対象に、技術、保安レベル向上のため、協会が作成した技術指針・テキスト等を使用して、支部単位に各種研修会、講習会を実施した。

なお、2025年度のコミュニティーガス事業に係る図書等の発刊・印刷状況（新刊、改訂）は、次のとおりである。

- (1) ガス事業関係法令研修テキスト（改）
- (2) 丙種ガス主任技術者試験問題集（令和7年版）（改）
- (3) コミュニティーガス事業のことがよくわかる業務と保安・技術のQ&A（新）
- (4) 調査員講習テキスト（改）
- (5) 調査員再講習テキスト（改）
- (6) 消費機器調査・内管漏えい検査実務要領（改）
- (7) 周知及び開・閉栓実務要領（改）
- (8) 保安業務規程（改）
- (9) ガス工作物定期自主検査要領（改）
- (10) Gチラシ（改）
- (11) 保安点検検査推進運動ポスター（令和7年版）（新）
- (12) ガス警報器等設置促進運動ポスター（令和7年版）（新）
- (13) 保安向上キャンペーンポスターチラシ等（令和7年版）（新）
- (14) ガスと暮らしの安心運動、経年内管個別周知活動
ポスター及びチラシ（令和7年版）（新）

10. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図った。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行った。

11. 表彰等

2025年度に実施した協会表彰・55周年記念表彰・ガス保安功労者に係る経済産業大臣表彰、産業保安監督部長・支部長表彰の件数は、次のとおりである。

- ① 定時総会・協会表彰、55周年記念表彰（2025年6月18日）
会長賞 3 功労賞 15 感謝状 2 55周年 5 計 25件
- ② 経済産業大臣表彰（2025年11月13日）
個人 6 工場等 0 工事業者 0 団体の部 0 計 6件
- ③ 産業保安監督部長・支部長表彰（各支部ごと：2025年10月～11月）
個人 17 小売事業者 2 計 19件

12. 協会運営と広報活動

- (1) コミュニティーガスの認知度の向上のため、パンフレットの活用による、住宅生産団体連合会などへのコミュニティーガスのPRを行った。

- (2) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供を行った。
- (3) 業界専門紙記者との情報交換およびコミュニティーガス事業に関するタイムリーな情報提供の会合を4回開催した。2025年度の取り組みの進捗2026年以降に向けた取り組みなど、幅広い情報交換を行った。
- (4) 事務局長会議を対面にて3回実施、本支部間の連携を密にし、会員事業者・支部・本部が一体感のある協会運営に向けた意見交換を行った。
- (5) 登 記

2025年度中における登記は、次のとおり

2025年6月25日付

＜第55回定時総会（2025年6月18日開催）における役員の選任＞

理事	竹田 繁人	他	1 名	辞任登記
理事	古俣 祐輔	他	5 名	就任登記

以 上